

指定障害者支援施設

障害者支援施設若美荘運営規程

障害者支援施設若美荘運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人えびす会が設置する指定障害者支援施設（以下「施設」という）が、指定障害者支援施設事業の適正な運営を確保する上での人員及び管理運営に関する事項を定め、障害者総合支援法の理念に基づき、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、適正な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行い、利用者のご家族の絆を大切にし明るくなごやかな施設づくりに努める。

(施設の名称等)

第3条 この事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 この施設は、「障害者支援施設若美荘」という。
- 2 この施設を、秋田県男鹿市野石字大場沢下1-20に置く。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 （1名以上）施設業務を統括し、所属職員の指揮監督を行うものとする。
- 2 医師 （1名以上）非常勤 利用者の健康診断及び治療の業務を行うものとする。
- 3 サービス管理責任者
（1名以上）個別支援計画の作成・変更等を行ない、施設障害福祉サービスの提供に関わるサービス管理を行なうものとする。
- 4 支援員 （14名以上）利用者の必要とする日常生活上の施設障害福祉サービスの業務に当たるものとする。
- 5 看護職員 （1名以上）利用者の心身の状況に応じ看護、施設障害福祉サービスの業務に当たるものとする。
- 6 栄養士 （1名以上）利用者の献立の作成等、栄養管理及び給食サービスの業務に当たるものとする。
- 7 事務員 （1名以上）主として施設運営に関する庶務的な業務に当たるものとする。
- 8 調理員 （3名以上）利用者の給食サービスの提供に当たるものとする。

(提供する施設障害福祉サービスの種類及び利用定員)

第5条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類及び利用定員は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----|
| 1 生活介護 | 50名 |
| 2 施設入所支援 | 50名 |

(生活介護サービスの提供日及び提供時間)

第6条 生活介護サービスの提供日及び提供時間は次のとおりとする。

提供日 : 月曜日から金曜日までとする。ただし管理者が必要と認める日は提供日とする。

提供時間 : 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(サービスの内容)

第7条 施設が提供する施設障害福祉サービス内容は次のとおりとする。

1 生活介護

- (1) 相談及び援助
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 排泄
- (5) 着脱衣
- (6) 整容
- (7) 健康管理
- (8) 日中活動支援
- (9) その他、生活介護の利用者に必要な支援

2 施設入所支援

- (1) 相談及び援助
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 排泄
- (5) 着脱衣
- (6) 整容
- (7) 寝具
- (8) 健康管理
- (9) その他、施設入所支援の利用者に必要な支援

(個別支援計画)

第8条 施設は、次の各号に定める事項を作成する。

- 1 個別支援計画の作成については、利用者の意向を踏まえサービスの開始から一定の期間をおいて作成する。
- 2 必要に応じて個別支援計画を変更する。
- 3 個別支援計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者に説明するものとする。

(利用料金)

第9条 施設は、サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとする。

- 2 利用者は、「障害者支援施設若美荘重要事項説明書」に記載されている「7. 介護給付費対象外サービス及び利用料金」、「8. 利用料金 (別紙料金表参照)」を支払うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、施設や職員または他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用を傷つけるなど、契約をし難いほどの背信行為をしてはならない。また、「障害者支援施設若美荘重要事項説明書」に記載されている「13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項」の事柄に留意していただくものとする。

(施設障害福祉サービスの提供の拒否の禁止)

第11条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害が発生した場合は、「社会福祉法人えびす会防火管理規程」に基づき対応するとともに、非常災害に備え定期的に避難訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第13条 職員は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また職員がその職を退いた後も同様とする。

(身体拘束の禁止)

第14条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束をおこなう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(緊急時の対応)

第15条 指定障害者支援施設の職員は、現に施設障害福祉サービスを提供しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者)

第16条 指定障害者支援施設には、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合には、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所若しくは施設の職務に従事させることができる。

(虐待防止)

第17条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 職員への研修実施。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。
- 3 虐待の防止等のための責任者の設置

(苦情解決)

第18条 施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 サービスの提供により事故が発生した場合、利用者の生命・身体の安全のため必要な措置を速やかに講ずるとともに、利用者のご家族及び区市町村に連絡をする。

2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 サービスの提供上、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償責任を速やかに履行する。ただし施設の責に帰すべき事由がない限り賠償責任を負わない。

(衛生管理)

第20条 利用者が使用する設備または、器具等の衛生管理は適正に行なっていくこととする。また、感染症の発生を未然に防止するために、施設内の消毒や手洗い、うがいの励行に努めることとする。

(協力医療機関等)

第21条 施設は利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を次のように定める。

協力医療機関	今 村 病 院
	男鹿みなと市民病院
	湖 東 厚 生 病 院

(個人情報の取り扱い)

第22条 利用者の個人情報は、必要な範囲で適正に利用させていただくものとする。

(地域社会との交流)

第23条 地域行事への参加やボランティア活動を通し地域との交流を深めていくものとする。

(記録の整備)

第24条 施設は職員、設備・備品及び会計に関する記録を整備するとともに、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は理事長が定めるものとする。

(付 記)

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成16年7月1日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年3月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。